

○建設業法で定める標識について

建設業者は、店舗や建設工事の現場ごとに次の標識を掲げなければなりません。

・店舗用

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
一般 特定 建設業	工事業	国土交通大臣 香川県知事許可()第 号	年 月 日
一般 特定 建設業	工事業	国土交通大臣 香川県知事許可()第 号	年 月 日
一般 特定 建設業	工事業	国土交通大臣 香川県知事許可()第 号	年 月 日
この店舗で営業している建設業		工事業	

40cm以上

35cm以上

〈記載要領〉

「国土交通大臣 欄……不要のものを消すこと。

香川県知事」

・建設工事現場用

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号	第 号	
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業		工事業	
許可番号	国土交通大臣 香川県知事 許可 ()第 号		
許可年月日	年 月 日		

35cm以上

25cm以上

〈記載要領〉

- 「主任技術者の氏名」欄 ……法第26条第2項に該当する場合は、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」欄 ……法第26条第3項に該当する場合に、「専任」と記載すること。
- 「資格名」欄 ……法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イ(1級又は2級資格者)に該当する場合に、その資格を記載すること。
- 「資格者証交付番号」欄 ……法第26条第4項に該当する場合に、監理技術者の資格者証交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」欄 ……許可を受けている建設業のうち、現場で行っている建設工事に係るものを記載すること。
- 「国土交通大臣 欄 ……不要のものを消すこと。
香川県知事」